

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
皇居大手門・桔梗門間雨水排水改修ほか第4回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年4月2日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南2丁目15番2号	本工事は、平成22年度「皇居大手門・桔梗門間雨水排水改修ほか工事」からの継続工事であり、この工事により解体した石組を在来工法に基づき復元させることを目的とし、前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。 (会計法第29条の3第4項)	53,623,500	53,550,000	99.9%	-				
宮殿庭園園地管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年4月26日	株式会社富沢造園 東京都調布市深大寺東町4-30-16	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第9条の2)	(非公表)	3,675,000	-	-				
皇居東御苑二の丸池管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年5月14日	株式会社深光園 東京都調布市深大寺町4丁目4番地5	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第9条の2)	(非公表)	2,835,000	-	-				
宮殿長和殿保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年5月30日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	本工事は、宮殿長和殿ブラインドシャッター改修、長和殿蒸気減圧弁取替を行う工事である。 宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その運営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。 清水建設㈱は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)	32,434,500	31,500,000	97.1%	-				
皇居東地区生垣寄植管理工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年6月4日	株式会社相川造園 東京都葛飾区堀切8丁目2番7号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第9条の2)	(非公表)	7,875,000	-	-				
故寛仁親王喪儀葬場の儀につき葬場設備布設に伴う道路整備ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年6月12日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南2丁目15番2号	本工事は、寛仁親王殿下の薨去に伴い、葬場周囲の道路整備を行う工事であり、緊急に施工しなければならず、競争に付す時間的余裕がなく、また、機材を滞りなく搬入させるために過去の経験を特に必要とする。 株式会社大林組は、昭和天皇を始め宮家の葬場施設の工事の経験から、この限られた期間内に工事を確実に完成させられる実力を有している。 (会計法第29条の3第4項)	8,976,450	8,925,000	99.4%	-				

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
故寛仁親王喪儀墓所の儀につき墓所設備布設に伴う敷地造成ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年6月12日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	本工事は、寛仁親王殿下の薨去に伴い、墓所施設設営に伴う敷地造成等を行う工事であり、緊急に施工しなければならず、競争に付す時間的余裕がなく、また、儀式を滞りなく遂行させるために過去の経験を特に必要とする。 株式会社大林組は、昭和天皇を始め宮家の葬儀施設の工事の経験から、この限られた期間内に工事を確実に完成させられる実力を有している。 （会計法第29条の3第4項）	4,751,250	4,725,000	99.4%	—				
故寛仁親王堂宮建第1回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年6月12日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	本工事は、寛仁親王殿下の薨去に伴い、宮建工事を行うものであり、緊急に施工しなければならず、競争に付す時間的余裕がなく、また、儀式を滞りなく遂行させるために過去の経験を特に必要とする。 株式会社大林組は、昭和天皇を始め宮家の宮建工事の経験から、この限られた期間内に工事を確実に完成させられる実力を有している。 （会計法第29条の3第4項）	12,253,500	12,075,000	98.5%	—				
新浜鴨場小覗き改修ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年6月19日	株式会社青山造園土木 千葉県市川市行徳駅前4丁目3番13号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	4,999,050	4,935,000	98.7%	—				
東宮御所各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年7月2日	清水建設株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号	東宮御所各所修繕工事は、東宮御所の私室棟から事務棟・公室棟各所にわたる劣化部分の修繕及び機能不備部分の改修を実施するものである。 東宮御所各所の修繕に当たっては、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 清水建設株式会社は、東宮御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、東宮御所の施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）	8,319,150	8,295,000	99.7%	—				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
京都御所障壁画修理ほか第4回工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成24年7月5日	(株) 松村泰山堂 京都市北区小山西大野町5 1 番地 3	本件は、京都御所等各御殿に残存する障壁画の保存修理を行うことを目的とする。 京都御所等各御殿の障壁画は、安政変遷時（一部寛政変遷時）のものに著名な画家によって描かれた美術史上でも貴重視される価値の高いもので、その数は1,750面を越える。 これらの障壁画は、150年近くを経過し、西日による乾燥、経年による部の剥離、あるいは虫害等の影響を受け、破れ・亀裂・剥落・緑苔等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。 文化的価値の非常に高い障壁画の修理は、慎重かつ入念に行う必要があり、経験豊富な実績と高度な修復技術を持った技術者を確実に配置できることが必要とされる。 上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、豊富な実績を有し、豊富な成果を収めている株式会社松村泰山堂を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、株式会社松村泰山堂が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。（会計法第29条の3第4項）	(非公表)	11,550,000	—	—				
宮殿豊明殿ほか保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年7月11日	鹿島建設株式会社東京建築支店 東京都港区元赤坂一丁目3番8号	本工事は、主に宮殿豊明殿ガラスフィルム張、宮殿豊明殿熱交換機室蒸気バルブほか改修、設備センター冷凍機室ほかアスベスト除去等を行う工事である。 宮殿は、国行為である新年祝賀の慶を始めとする皇座の主な行事が行われる場であり、その運営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同運営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、運営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。 鹿島建設㈱は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿運営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることとから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。（会計法第29条の3第4項）	80,892,000	80,850,000	99.9%	—				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
京都御所杉戸絵他修理工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成24年7月12日	一般社団法人 天野山文化遺産研究所 大阪府河内長野市天野町997番地	<p>本件は、京都御所等各御殿に残存する杉戸絵等の保存修理を行うことを目的とする。</p> <p>京都御所等各御殿の杉戸絵等は、安政度及び慶応度造営時（一部寛政造営時のものを含む）に著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される価値の高いものである。</p> <p>これらの杉戸絵等は、150年近くを経過し、西日による乾燥、経年による膠の弱化、あるいは虫害等の影響を受け、破れ・亀裂・剥落・浮き等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。</p> <p>文化的価値の非常に高い杉戸絵等の修理は、慎重かつ注意に行う必要があると認め、経験豊富な実績と高度な修復技術を持った技術者を確実に配置できることが必要とされる。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、豊富な実績を有し、着実な成果を取めている一般社団法人天野山文化遺産研究所を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、一般社団法人天野山文化遺産研究所が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。（会計法第29条の3第4項）</p>	(非公表)	8,109,255	-	-				
嵯峨天皇陵土砂崩れに伴う排水対策その他工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成24年7月17日	マスタ (株) 京都市右京区嵯峨新宮町39番地	<p>本工事は、嵯峨天皇陵において、平成24年7月15日の集中豪雨による土砂崩れが発生した箇所の緊急補修工事を行うものである。</p> <p>15日未明、1時間で90ミリの降水量を観測した集中豪雨により、嵯峨天皇陵参道界11号付近から12号を上端とする隣接国有林斜面が幅20m・延長150m・高低差60mで地滑りが発生し、同陵参道も崩落した。</p> <p>崩落箇所は、今後の降雨の際、同陵参道を流れる雨水によりさらなる崩落の可能性が多分にあるため、崩落法面への流出雨水を排水管で集水し、京都市道路敷の側溝に接続排水させるための水路変更工事を緊急に行う必要がある。</p> <p>本工事を実施するにあたり、高い技術力及び豊富な経験と実績を有している上記業者に依頼することになった結果、上記業者であれば、資材の調達や人員の確保ができ、直ちに的確な工事実施が可能であると判断された。（会計法第29条の3第4項（緊急））</p>	3,627,750	3,570,000	98.4%	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
宮殿回廊ほか保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年7月18日	大成建設株式会社東京支店 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	本工事は、主に宮殿回廊ガラスフィルム張等を行う工事である。 宮殿は、国事行為である新年祝賀の幕を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その運営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同運営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建築物であることから、運営工事の競争性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定された。また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。 大成建設㈱は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿運営当時より施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項)	3,307,500	3,118,500	94.3%	—				
赤坂御用地緑地保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年8月6日	株式会社伍楽園 東京都江戸川区鹿骨二丁目2番2号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	(非公表)	12,600,000	—	—				
正倉院東宝庫耐震その他改修工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成24年8月27日	飛鳥建設(株)大阪支店 大阪府中央区道修町3丁目4番10号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	145,635,000	145,425,000	99.9%					
皇居東御苑伝統的木造建築物詳細調査診断業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年8月29日	株式会社建文 東京都中野区中央1-22-13	本業務は、老朽化著しい皇居東御苑に在る伝統的木造建築物3棟（大番所、諏訪の茶屋、二の丸庭園休所）について、施設の耐震性及び損傷状況を把握するとともに、今後の補修方法及び維持管理方針について検討するための詳細調査耐震劣化診断業務であり、高度な技術的判断を必要とするため、業務受注者の選定は簡易公募型プロポーザル方式によることとし、コンサルタント選定委員会において評価した結果、他社より業務実施方針及び手法並びに技術力に優れていた上記業者に特定された。 (会計法第29条の3第4項)	9,579,150	8,452,500	88.2%	—				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
宮内庁庁舎ボイラー室固定消火設備容器弁改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年9月6日	能美防災株式会社 東京都千代田区九段南4丁目7番3号	当該ハロン1301消火設備は、宮殿及び宮内庁庁舎の空調・給湯用ボイラーの附属設備であり、宮内庁庁舎の防災に関わるものである。工事の際し、消火設備性能を満たすには、製造メーカーが保持している詳細な製品図面、独自のデータ及び知識を必要とし、当該ハロン1301消火設備を他業者に施工させた場合、消火設備の起動に著しい支障が生じる可能性がある。なお、当該消防設備は消防庁より設置許可を受けた施設であり、他製造メーカーの製品を設置した場合には、設置許可時の消火性能を発揮出来ない恐れがあり、再度、消防法に適合しているかの許可をとる必要がある。（関連法規：消防法施行規則第20条） 能美防災（株）は当該ハロン1301消火設備を製造した会社であり、宮内庁庁舎へのハロン1301消火設備の設置も同社が請け負っている。以上により、本工事に要求される条件を満たした唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項)	3,485,055	3,412,500	97.9%	—				
赤坂宿舍第15号建物受水槽ほか改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年10月12日	有限会社大峰設備工業 千葉県市川市妙典3丁目2番1号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	11,896,500	11,760,000	98.9%	—				
大宮仙洞御所ほか歴史的建造物修理計画策定に伴う調査業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成24年10月18日	一般財団法人 建築研究協会 京都市左京区田中関田町4番地	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 (会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	4,597,950	4,515,000	98.2%	—				
宮内庁病院設備整備工事基本設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年10月22日	株式会社相和技術研究所 東京都品川区上大崎2丁目18番1号	宮内庁病院は昭和39年に竣工した建物で、昭和62・63年において設備機器等の改修を行った。その後、設備機器・ダクト・配管などに経年による老朽化が進んだため、設備機器等の改修を行うための設計業務を行うものである。 本業務は、高度な技術的判断を必要とするため、業務受注者の選定は簡易公募型プロポーザル方式によることとし、コンサルタント選定委員会において評価した結果、業務実施方針及び手法並びに技術力に優れていた上記業者に特定された。 (会計法第29条の3第4項)	5,449,500	5,250,000	96.3%	—				
宮殿各棟耐震改修工事に伴う設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年10月24日	株式会社山下設計 東京都中央区日本橋小網町6番1号	宮殿は、昭和43年度の竣工以来40余年を経過し、宮殿保全整備計画に伴う調査業務にて平成13年度から各棟について耐震診断を行い、宮殿全体耐震性能の把握を行った。その結果、部分的に耐震補強の必要性が確認された。 本業務は、内外装及び設備機器類も含めた改修を行うための設計業務を行うものであり、高度な技術的判断を必要とするため、業務受注者の選定は指名型プロポーザル方式によることとし、コンサルタント選定委員会において評価した結果、他社より業務実施方針及び手法並びに技術力に優れていた上記業者に特定された。 (会計法第29条の3第4項)	31,479,000	31,395,000	99.7%	—				

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
御料牧場給水設備ほか整備工事に伴う設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年10月26日	株式会社相和技術研究所 東京都品川区上大崎2丁目18番1号	御料牧場内にある受変電所及び浄水場内の設備は、御料牧場内全域に生活・事業用水及び電気を供給する主要な設備であるが、竣工後40年余り経過し、機器類及び受変電設備・電送部材等の老朽化が著しく、早期の改修が必要である。また、電力需要の高まりから、変圧器などの更新・増設を必要とするともに高効率化が求められている。建屋についても老朽・劣化が著しく、機器設備のシステム変更・増設等により建屋の改築を必要とするため、これらの整備を合わせて計画するものである。 本業務は、高度な技術的判断を必要とするため、業務受注者の選定は簡易公募型プロポーザル方式によることとし、コンサルタント選定委員会において評価した結果、業務実施方針及び手法並びに技術力に優れていた上記業者に特定された。（会計法第29条の3第4項）	8,593,200	8,505,000	99.0%	—				
正倉院電気設備中央監視装置UPS更新工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成24年10月31日	(株)東芝 関西支社 大阪市北区角田町8番1号	本工事は、宝庫を含む正倉院構内電気設備を円滑に運用するための中央監視装置のUPS更新工事を行うものである。 この工事を行うにあたっては、同装置を十分に熟知している必要がある。 上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の施工を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、(株)東芝関西支社が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。（会計法第29条の3第4項）	2,910,600	2,835,000	97.4%	—				
三笠宮邸各所修繕工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年11月12日	株式会社竹中工務店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	三笠宮邸各所修繕工事は、三笠宮邸の御車を始めとする、周辺各所倉庫、車庫等各所にわたる劣化部分の修繕を実施するものである。 三笠宮邸各所の修繕に当たっては、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。 株式会社竹中工務店は、三笠宮邸において、過去に同建物を新築し大規模改修等を実施していることから、三笠宮邸の施設や今回の工事条件等に関し、従前から確実に実施することができる唯一の業者である。（会計法第29条の3第4項）	8,245,650	8,242,500	99.96%	—				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
薬山御用邸外灯設備ほか改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年11月26日	株式会社関電工 東京都港区芝浦4丁目8番33号	本工事は、限られた期間内に任意性、安全性や機能性を損なうことなく確実に施工を完了させる等の理由から、皇居東地区又は赤坂御用地での施工実績を有し、かつ神奈川県内に営業所を持つ者による指名競争入札を平成24年10月23日に行ったが、2回目の入札で全社辞退となった。 上記の選定理由から、今回指名した者以外の者を指名することは困難なことから、入札時に最低価格応札者であった株式会社関電工と協議し、受注意思があることを確認した。（会計法第29条の3第4項）	30,187,500	30,135,000	99.8%	-				
御料牧場食鶏処理場改築工事に伴う設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年11月27日	有限会社池澤設計 栃木県宇都宮市兵庫塚1丁目18番29号	ふ卵時卵食鶏処理場は昭和45年に新築され、竣工後40年以上経過した5階地上1階の建物である。鶏のと殺・食肉処理・鶏卵処理作業等を行っているが、現在の法令に照らし合わせると、現状では清浄・汚染区域分けに問題があり、衛生面から施設の改善指導を受けている。また、作業室が狭いため作業動線が交差し効率が悪く危険であったり、保存用冷凍庫の容量不足や、建物各所に使用されている石綿含有建材の経年劣化など問題点が多く、早急に施設の改善が必要であり、改築を計画するものである。 本業務は、高度な技術的判断を必要とするため、業務受注者の選定は公募型プロポーザル方式によることとし、コンサルタント選定委員会において評価した結果、業務実施方針及び手法並びに技術力に優れていた上記業者に特定された。（会計法第29条の3第4項）	8,977,500	8,914,500	99.3%	-				
皇居桔梗濠沿い石垣修復報告書作成業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年11月28日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	本業務は、埋蔵文化財について、文化財保護法等により定められている発掘調査報告書を作成するものである。当庁において、平成22年度から平成24年度に実施した皇居大手門・桔梗門間雨水排水改修ほか工事にて修復した桔梗濠沿い石垣は、特別史跡江戸城跡に指定されていることから、工事記録及び各種調査記録等を取りまとめ、石垣修復に関する報告書を作成し、東京都教育委員会へ提出することが必要となった。 石垣修復を実施した受注者は、株式会社大林組であり、工事全体を把握しており、迅速に業務を遂行できるとともに、本業務目的を的確に履行できる唯一の業者である。（会計法第29条の3第4項）	14,626,500	14,595,000	99.8%	-				

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
宮殿表御座所保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年12月6日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	本工事は、宮殿表御座所（内外装改修）整備を行う工事である。 宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。 株式会社大林組は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。 （会計法第29条の3第4項）	4,902,450	3,517,500	71.7%					
埼玉鴨場東屋建替ほか工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年12月11日	飯山建鉄株式会社 埼玉県越谷市平方1871-3	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	7,480,200	7,455,000	99.7%					
故寛仁親王墓宮建第2回工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成24年12月13日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	本工事は、寛仁親王殿下の薨去に伴い、御墓を整備する故寛仁親王墓宮建第1回工事からの継続的工事である。 御墓の整備は、宮家の意向等を反映した第1回工事の設計意図を十分理解した上で施工が求められることから、その知識・経験が特に必要であり、かつ現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある。 株式会社大林組は、第1回工事の請負会社であり、当該工事設計意図及び現場状況等工事全体を熟知した会社である。 （会計法第29条の3第4項）	15,970,500	15,855,000	99.3%					
御料牧場事務所改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年1月7日	コポリ工業株式会社 栃木県さくら市氏家2433番地21	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	5,844,300	5,775,000	98.8%					

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
武蔵陵墓地湿地対策設計ほか業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年1月7日	株式会社オオバ東京支店 東京都目黒区青葉台四丁目4番12-101号	本業務は、武蔵陵墓地にて降雨及び湧水等により湿地が広がり既設の管理通路及び防火水槽の使用に支障を来していることから、この湿地に対する対策及び構内維持管理のための都道からの道路造成について、施工性、経済性及び環境面等について総合的な検討を行い、かつ関係機関との協議資料を作成し、この協議結果を踏まえ、工事に必要な設計を行うものであり、高度な技術的判断を必要とするため、業務受注者の選定は簡易公募型プロポーザル方式によることとし、コンサルタント選定委員会において評価した結果、業務実施方針及び手法並びに技術力に優れていた上記業者に特定された。 （会計法第29条の3第4項）	33,747,000	32,025,000	94.9%					
御所内装改修工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年1月21日	株式会社大林組東京本店 東京都港区港南二丁目15番2号	本工事は、御所の内装改修を目的とした工事である。 当該工事は、両陛下の御生活への影響を最小限とするため、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。 株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社としての実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。 （会計法第29条の3第4項）	2,984,100	2,982,000	99.9%					
須崎御用邸サクラ川護岸工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年1月21日	株式会社テクノワン 静岡県下田市箕作495番地	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	(非公表)	4,935,000	-					

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
宮殿正殿保全整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年1月23日	株式会社竹中工務店東京本店 東京都江東区新砂1丁目1番1号	本工事は、宮殿正殿（内装改修）整備を行う工事である。宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、㈱島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。株式会社竹中工務店は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。（会計法第29条の3第4項）	3,427,200	3,045,000	88.8%					
主馬班諸施設再整備計画に伴う設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年1月24日	株式会社佐藤総合計画 東京都墨田区横綱2丁目10番12号	本業務は、主馬班諸施設の建替え及び改修整備に係る建築、建築設備の基本・実施設計及び積算業務、耐震診断、劣化調査、地盤調査等を行うものであり、高度な技術的判断を必要とするため、業務受注者の選定は簡易公募型プロポーザル方式によることとし、コンサルタント選定委員会において評価した結果、業務実施方針及び手法並びに技術力に優れていた上記業者に特定された。（会計法第29条の3第4項）	27,573,000	27,510,000	99.8%					
赤坂御用地庭園整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年1月29日	有限会社千代田グリーン 東京都千代田区二番町1番2番町ハイム427号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。（会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2）	4,085,550	3,990,000	97.7%					

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
宮殿ほかエレベーター整備工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年2月1日	株式会社日立ビルシステム 東京都千代田区神田美土代町7番地	本工事は、宮殿及び総合倉庫エレベーター（計8基）の整備工事（制御盤内の定電圧電源装置等の取替え）を行うものであり、工事に際しては、製造メーカーが保持している詳細な製品図面、独自データ及び知識を必要とするため、他業者に施工させた場合、安全性等に著しい支障が生じる可能性があり、さらには、故障の際の責任範囲が不明確になるなどの問題が発生する可能性もある。 株式会社日立ビルシステムは、当該機器を製造した株式会社日立製作所の系列会社で、唯一エレベーターの保守及び工事部門を担当し、メーカー独自のデータや知識を共有し、本件に要求される条件を満たし、適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。 （会計法第29条の3第4項）	2,971,500	2,940,000	98.9%					
宮殿南庭芝張替え工事	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年2月4日	株式会社小関田中園 東京都練馬区石神井台8丁目1番4号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第9条の2）	9,462,600	9,450,000	99.9%					
宮殿外装整備工事に伴う実施設計業務	支出負担行為担当官 宮内庁長官官房主計課長 辻 庄市 東京都千代田区千代田1-1	平成25年2月6日	株式会社山下設計 東京都中央区日本橋小網町6番1号	本業務は、宮殿内に昇降設備の新設及び既存昇降設備改修等を年次計画として計画されたもののうち、平成17年度に施工された宮殿昇降設備取設工事（南溜及び南廊下）に引き続き予定している北車寄昇降路設置工事の実施設計を行う業務である。 北車寄昇降路設置の実施設計にあたっては、我が国最高の儀式を行う宮殿として、意匠性・芸術性及び創建当時のイメージとの空間構成を損なうことなく、一貫した考え方や方針に基づき行う必要があり、北車寄昇降路設置ほかの基本設計業務を含む前回の契約の「宮殿昇降設備改修ほか工事に伴う基本設計業務」と本実施設計の内容は、密接不可分の関係にある。 株式会社山下設計は、宮殿昇降設備改修ほか工事に伴う基本設計業務を行った事務所であることから、業務内容を最も把握し、業務目的を的確に履行できる唯一の業者である。 （会計法第29条の3第4項）	2,691,150	2,677,500	99.5%					
東百舌島陵墓参考地墳壙護岸整備工事に伴う基本設計業務	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年2月6日	(株) エイコー技術コンサルタント 福井県敦賀市中央町2丁目1番36号	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第9条の2）	1,501,500	1,470,000	97.9%					

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
京都御所ほかまつ高木手入工事	分任支出負担行為担当官 宮内庁京都事務所長 北 啓太 京都府京都市上京区京都御苑3	平成25年2月8日	川勝 量寿 京都市北区鷹巣土天井町4 1	入札を実施したが、落札者となるべき者がいなかったため。 （会計法第29条の3第5項、 予算決算及び会計令第99条の2）	9,346,050	9,135,000	97.7%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
 （注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。